4.3 新規利水の観点からの検討

4.3.1 ダム事業参画継続の意思・必要な開発水量の確認

サンルダム建設事業に参画している利水参画者に対して、平成 22 年 12 月 24 日付けでダム事業参画継続の意思及び水需給計画の確認について文書を発送し、平成 23 年 6 月 6 日までに全ての利水参画者から継続の意思があり、必要な開発水量も変更ないとの回答を得た。

表 4.3.1 サンルダム建設事業への利水参画継続の意思確認等の結果

事業主体名	現開発水量	参加継続の意思確認等の状況			
事 未工件句	が開光が重	参加継続の意思	必要な開発水量		
名寄市	1,510m³/日 (0.0175m³/s)	有	1,510m³/日 (0.0175m³/s)		
下川町	130m³/日 (0.0015m³/s)	有	130m³/日 (0.0015m³/s)		

4.3.2 水需要の点検・確認

(1) 利水参画者の水需要の確認

サンルダム建設事業に参画している利水参画者に対して、平成 22 年 12 月 24 日付けで利水参画者において水需要の点検・確認を行うよう要請し、 平成23年6月6日までに回答を得た結果について、以下の事項を確認した。

開発水量の算定

開発水量が市町の長期計画等に沿ったものであるか確認するとともに、水需要予測量の推定に使用する基本的事項(人口、原単位、有効率等)の算定方法について、水道施設設計指針等の考え方に沿って適切に算出されたものであるかどうか。

水道事業認可の届け出

水道法にもとづき、水道事業として厚生労働省の認可を受けているかど うか。

事業再評価の状況

公共事業の効果的・効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から「行 政機関が行う政策評価に関する法律」により事業の再評価を実施している か。

(2) 各利水参画者の水需要状況

以下に、各利水参画者の水需要状況の点検確認結果を示す。

1) 名寄市

名寄市の水道事業は昭和32年に創設しその後第1期、第2期の拡張事業を計画的に推進し、水道水の安定供給体制の整備に取り組んできた。

平成 18 年 3 月に名寄市と合併した旧風連町の風連町簡易水道は、地下水を水源としているが、安定水源の確保や水質への不安、また割高な維持管理費への対応のために名寄市上水道と統合することとした。さらには陸上自衛隊名寄駐屯地の名寄市上水道への接続要望に対応するため、緑丘浄水場から自衛隊名寄駐屯地へ水道水を送る計画となっている。

これらへ対応するためには、必要な給水量の増加に対し既得水源水量では対応できない状況にあるため、サンルダムに参画し、安定した水源を確保する計画となっている。

平成23年2月21日付け回答により必要開発水量の根拠として提供された資料は、平成20年6月の事業再評価における水需要計画が、現時点においても同等であるものとの認識により、提供されたものである。したがって、検討主体による確認は平成20年6月の事業再評価の水需要計画を対象に行った。

その結果、以下のとおり、名寄市における新規開発水量については、必要量は水道設計指針などに沿って適切に算出されていること、事業認可等の法的な手続きを経ていること、事業再評価においても「継続」との評価を受けていることを確認した。

よって、利水参画者に対して確認した必要開発水量を確保することを基本として利水代替案を立案することとする。

開発水量の算定

給水人口:過去の実績値を用いた時系列傾向分析により推定した値を 採用しており、水道施設設計指針に沿って、公的な統計デー タから推計していることを確認した。

原 単 位:過去の実績値を用いた時系列傾向分析により推定した値を 採用しており、水道施設設計指針に沿って公的な統計データ から推計していることを確認した。

有 収 率:現状の有収率および将来目標を勘案して設定されていることを確認した。

負 荷 率:過去の実績や気象による変動条件を勘案して設定されていることを確認した。

損失水量:過去の実績を勘案して設定されていることを確認した。

水道事業の認可

水道事業者である名寄市は、水道法第10条にもとづき、平成18年3月に「名寄水道事業」の変更認可を受けている。

事業再評価の状況

平成 20 年に事業再評価を実施し、事業は継続との評価を受けている。 また、これにより厚生労働省においても補助事業の継続が認められている。

表 4.3.2 新規開発水量の妥当性の確認(名寄市)

	目標年次	平成 32 年度
	供給区域の確認	名寄市上水道緑丘浄水場給水区域(陸上自衛隊名寄駐屯地及び旧風連町給水区域を含む)
基本事項	基本式	1 日最大取水量=(給水区域内人口×給水普及率×生活用原単位+業務・営業用水量+そ
		の他用水量+新規開発水量)÷有収率÷負荷率+浄水場排水量
		○基本式各項目の推計手法:時系列回帰分析

点検項目		基礎データの確認・推計手法の確認	推計値		
給水区域の区分	旧名寄市緑丘浄水場給水 旧風連町	区域、瑞穂地区、川西地区、弥生地区、陸上自衛隊名寄駐屯地			
行政区域内人口		ータを基に、コーホート要因法により推計	22,228 人		
门政区场内八口		一タを基に、コーホート要因法により推計	3,919 人		
給水区域内人口	旧名寄市:給水区域外人口を過去10カ年(平成9年~平成18年)の実績データを用いて 時系列回帰分析により推計				
和小区域的八口	旧風連町:給水区域外人口を過去 10 カ年(平成 9 年~平成 18 年)の実績データを用いて時系列回帰分析により推計				
給水普及率	旧名寄市:現状給水普及型 平成 30 年(弥生)または ³	99.7%			
和小百次十	旧風連町:現状給水普及 し比例補完	率(93.3%/平成 18 年)が増加傾向にあるので平成 35 年を 100%と	98.9%		
給水人口	旧名寄市:給水区域内人	口×給水普及率	21,348 人		
和小人口	旧風連町:給水区域内人		3,143 人		
生活用水	旧名寄市:一人一日当り を用いて時系列回帰分析	生活用水量を過去 10 カ年(平成 9 年~平成 18 年) の実績データ により推計	170.7 ポル人・日		
主 冶用小	を用いて時系列回帰分析		211.8 %/人・日		
	旧名寄市営業用:一日当 データを用いて時系列回	り業務営業用水量を過去 10 カ年(平成 9 年~平成 18 年) の実績 帰分析により推計	598m³/日		
業務、営業用水量	旧名寄市団体用:一日当 タを用いて時系列回帰分	1,165m³/日			
	旧名寄市浴場用:近年2	カ年実績平均値による	14m³/日		
	旧風連町:給水管口径ご 績データを用いて時系列	とに業務営業用水量を過去 10 カ年(平成 9 年~平成 18 年) の実 回帰分析により推計	127m³/日		
スの世界が皇	旧名寄市:近年 10 ヵ年第		7m³/日		
その他用水量	旧風連町:近年 10 ヵ年3		6m³/日		
新規開発水量	名寄市立大学、名寄市大	型店舗、名寄市陸上自衛隊駐屯地、名寄市道の駅	1,063m³/日		
有収率	旧名寄市:現状の有効率 近年 10 ヵ年の平均値とし	を勘案し平成 35 年の目標有効率を 90%と設定有効無収水量率を し有収率を設定	85.6%		
有収 率 	旧風連町:現状の有効率 近年 10 ヵ年の平均値とし	91.6%			
負荷率		D実績の最低値とし負荷率を設定	71.1%		
只刊午	旧風連町:近年10ヵ年の	D実績の最低値とし負荷率を設定	76.5%		
浄水場排水量	緑丘浄水場実績(平成 13	年以降)平均值	998m³/日		
	生活用水有収水量	生活用水有収水量=生活用水量原単位×上水道給水人口	4,323m³/日		
	業務営業用水有収水量	業務営業用水有収水量=旧名寄市用途別業務営業用水量 +旧風連町口径別業務営業揚水量	2,987m³/日		
需要想定量	一日平均有収水量	一日平均有収水量=生活用水量+業務営業用水量	7,310m³/日		
而女心化里	一日平均給水量	一日平均給水量=一日平均有収水量÷有収率	8,474m³/日		
	一日最大給水量 一日最大給水量=一日平均給水量÷負荷率		11,852m³/日		
	需要想定量 (一日最大取水量)	一日最大取水量=一日最大給水量+浄水場排水量	12,862m³/日		
確保水源の状況	1 12 86				

事業再評価	実施年度	事業名	工期	B/C	評価結果
実施状況	平成 20 年度	名寄市上水道 第 2 期拡張事業	平成7年~平成32年	1.4	継続

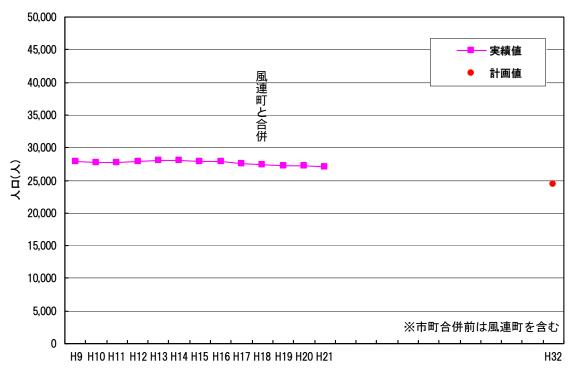


図 4.3.1 名寄市水道 給水人口(実績及び計画)

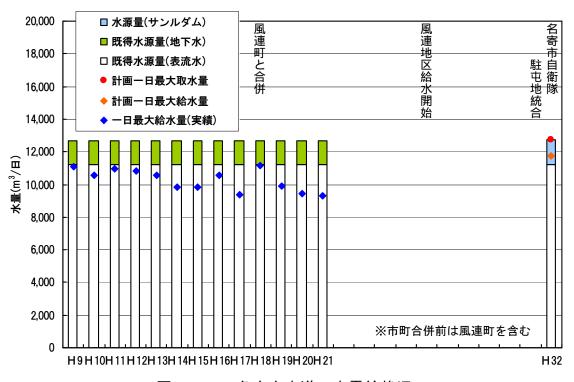


図 4.3.2 名寄市水道の水需給状況

2) 下川町

下川町の簡易水道事業は昭和 41 年に創設し、以降、4 次にわたる拡張事業を計画的に推進し、水道水の安定供給体制の整備に取り組んできた。

生活水準の向上、水使用形態の多様化等による水需要量の増加に伴い、 新たに必要となる水源をサンルダムに参画することにより確保し、将来に わたり安全で安定的な水道水の供給を行う計画となっている。

サンルダム建設事業への利水参画継続の意思確認をしたところ、平成 23年3月22日付け回答により、現計画どおりの水量が必要との回答を得 た。

また、平成23年6月6日付け回答により下川町「第5期総合計画(平成23年3月)」に基づき、開発水量の確認を行った結果、現計画どおりの水量を確保することが必要であるとの回答を得た。

これら経緯を踏まえ、検討主体による確認は、平成23年6月6日付け回答に示された開発水量を対象に行った。

その結果、以下のとおり、下川町における新規開発水量については、必要量は下川町「第5期総合計画」に沿って適切に算出された開発水量であること、事業認可等の法的な手続きを経ていること、過去の事業再評価においても「継続」との評価を受けていることを確認した。

よって、利水参画者に対して確認した必要開発水量を確保することを基本として利水代替案を立案することとする。

開発水量の算定

給水人口: 町の総合計画に位置付けられた定住人口をもとに、設定されていることを確認した。

原 単 位:過去の実績値を用いた時系列傾向分析により推計した値を用いており、水道設計指針に沿って公的な統計データから推計していることを確認した。

有 収 率:現状の有収率を勘案して設定されていることを確認した。

負 荷 率:過去の実績や気象による変動条件を勘案して設定されている ことを確認した。

浄水場損失率:過去の実績を勘案して設定されていることを確認した。

水道事業の認可

水道事業者である下川町は、水道法第 10 条にもとづき、平成 8 年 6 月 に「下川町簡易水道事業」の変更認可を受けている。

事業再評価の状況

平成 17 年に事業再評価を実施し、事業は継続との評価を受けている。 その際、取水量の変更に伴い、補助採択基準から外れることになり、以 降町単独事業として継続している。

表 4.3.3 新規開発水量の妥当性の確認(下川町)

	目標年次	平成 30 年度
	供給区域の確認	下川町下川市街地
基本事項	基本式	1 日最大取水量=(給水区域内人口×給水普及率×生活用原単位+業務・営業用水量)÷
		有収率÷負荷率×(1一浄水損失率)
		〇基本式各項目の推計手法:時系列回帰分析

点検項目	基礎データの確認・推計手法の確認		
行政区域内人口	下川町「第5期総合計画	3,500 人	
給水区域内人口	給水区域内人口の割合を 系列回帰分析により推計	3,200 人	
給水普及率	現状給水普及率(98.2%/3	99.0%	
給水人口	給水区域内人口×給水普	3,170 人	
生活用	一人一日当り生活用水量 時系列回帰分析により推	を過去 10 カ年 (平成 12 年~平成 21 年) の実績データを用いて 計	189 ポ/人・日
	団体用:実績は横ばいで	あることから近年5ヶ年実績平均値による	140m³/日
	営業用:近年5ヶ年実績	平均値に地域振興施策による交流人口の増分を加えて設定	30m³/日
業務、営業用水量	浴場用:実績は横ばいで	あることから近年5ヶ年実績平均値による	60m³/日
未初、古禾用小里	営農用:実績は横ばいで	あることから近年5ヶ年実績平均値による	40m³/日
	工場用:実績は横ばいで	あることから近年5ヶ年実績平均値による	50m³/日
その他水量:公園用水		100m³/日	
有収率	現状の有効率を勘案し近	年5ヶ年の実績平均値として設定	84.4%
負荷率	近年 10 ヵ年の実績最低値	71.9%	
浄水損失率	近年5ヶ年の実績平均値	22.9%	
	生活用水有収水量	生活用水有収水量=生活用水量原単位×上水道給水人口	600m³/日
	業務営業用水有収水量	業務営業用水有収水量=団体用+営業用+浴場用+営農用+工場用+その他(公園用)	
需要想定量	一日平均有収水量	一日平均有収水量=生活用水量+業務営業用水量	1,020m³/日
而女心足里	一日平均給水量	一日平均給水量=一日平均有収水量÷有収率	1,210m³/日
	一日最大給水量	一日最大給水量=一日平均給水量÷負荷率	1,690m³/日
	需要想定量 (一日最大取水量)	一日最大取水量=一日最大給水量×(1-浄水損失率)	2,080m³/日
確保水源の状況	現在の水源は、天塩川水 上、水使用形態の多様化 ダム事業に参画すること	河川水(既存): 1,950㎡/日 サンルダム (新規): 130㎡/日	

事業再評価	実施年度	事業名	工期	B/C	評価結果
実施状況	平成 17 年度	下川町簡易水道 第 4 期拡張事業	平成 13 年~平成 23 年	1.48	継続

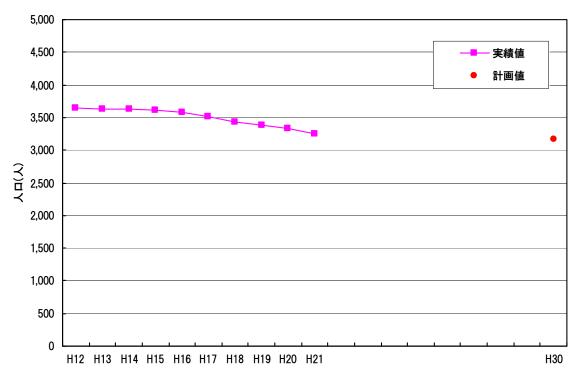


図 4.3.3 下川町水道 給水人口(実績及び計画)

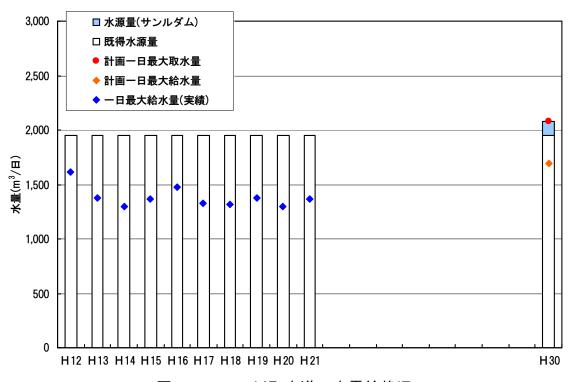


図 4.3.4 下川町水道の水需給状況

(3) 必要な開発水量の確認結果

以上のように、各利水参画者の必要な開発水量は水道設計指針などに沿って算出されていること、事業認可等の法的な手続きを経ていること、事業再評価においても「継続」との評価を受けていることを確認した。

よって、利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として利水対策案を立案することとした。

4.3.3 複数の新規利水対策案の立案等

天塩川流域における適用性が高い新規利水対策案を概略検討により抽出し、概略検討した新規利水対策案について、利水参画者等へ意見聴取を行った。そして、利水参画者等から得た回答を踏まえて抽出する新規利水対策案を再整理した。

4.3.3.1 新規利水対策案立案の基本的な考え方

新規利水(名寄市水道、下川町水道)については、「検証要領細目」より 13 方策を参考として、天塩川流域の特性に応じ複数の対策案を立案した。

表 4.3.4 方策の概要

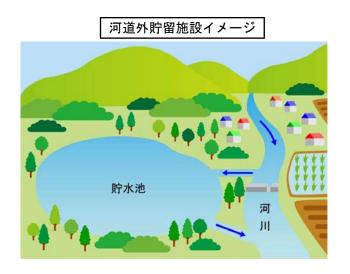
		利水上(の効果等
	方 策	効果を定量的に見 込むことが可能か	取水地点 (導水路の新設を前 提としない場合)
(供給	河道外貯留施設 (貯 水 池)	可能	施設の下流
川区の	ダ ム 再 開 発 (かさ上げ・掘削)	可能	ダム下流
内 対応	他用途ダム容量の 買 い 上 げ	可能	ダム下流
	水 系 間 導 水	可能	導水先位置下流
(供給面	地下水取水	ある程度可能	井戸の場所(取水の 可否は場所による)
川区域外)	ため池(取水後の 貯留施設を含む。)	可能	施設の下流
が応	海 水 淡 水 化	可能	海沿い
	水源林の保全	できない	水源林の下流
総合的な対応需要面・供給面で	ダム使用権等の 振 替	可能	振替元水源の下流
	既 得 水 利 の 合 理 化 ・ 転 用	ある程度可能	転用元水源の下流
	渇水調整の強化	できない	
C	節 水 対 策	困難	
の	雨水・中水利用	困難	

(1) 河道外貯留施設(貯水池)

河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とす る。

(検討の考え方)

名寄川に沿った地域において、対策案への適用の可能性について検討 する。



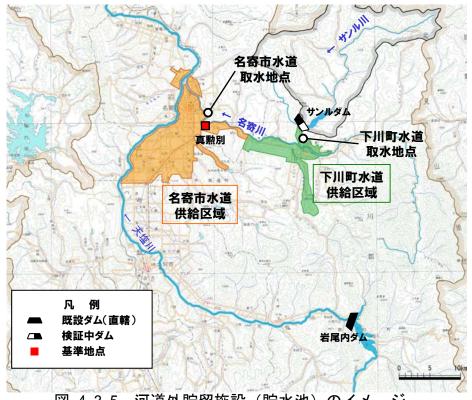


図 4.3.5 河道外貯留施設(貯水池)のイメージ

(2) ダム再開発(かさ上げ・掘削)

既設のダムをかさ上げあるいは掘削することで容量を確保し、水源とする。

(検討の考え方)

天塩川水系に存在する 13 の既設ダムの再開発(かさ上げ・掘削)について、対策案への適用の可能性を検討する。

がさ上げ前 かさ上げ後 洪水調節容量 洪水調節容量 水道等の他用途の利水容量 堆砂容量

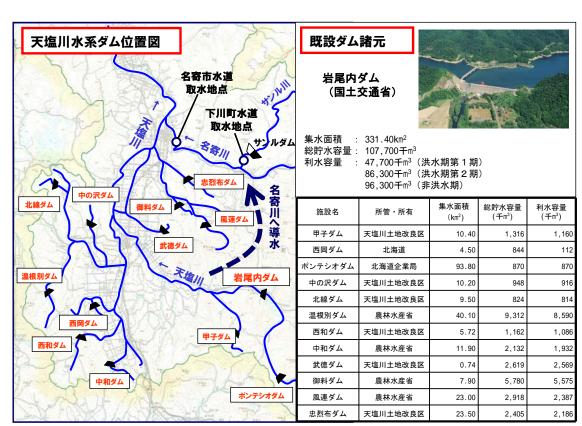


図 4.3.6 ダム再開発(かさ上げ・掘削)のイメージ

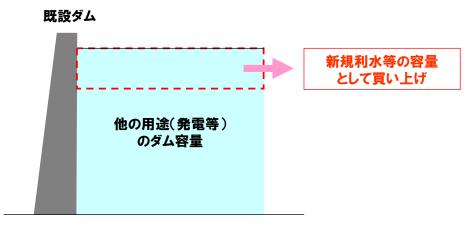
(3) 他用途ダム容量の買い上げ

既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて容量とすることで水源 とする。

(検討の考え方)

天塩川水系に存在する 13 の既設ダムにおける他用途ダム容量の買い上げについて、対策案への適用の可能性を検討する。

他用途ダム容量買い上げイメージ



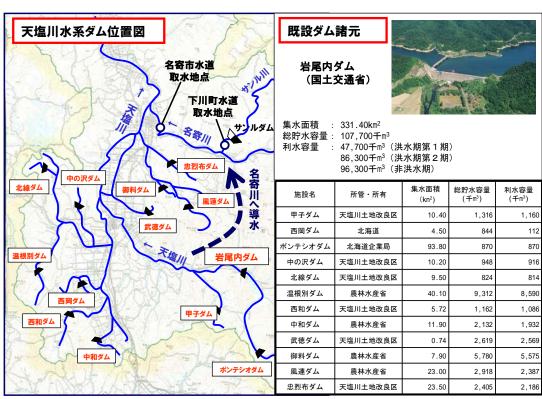


図 4.3.7 他用途ダム容量の買い上げイメージ

(4) 水系間導水

水量に余裕のある他水系から導水することで水源とする。

(検討の考え方)

天塩川水系に隣接する水系において流況の季節的な特性等を勘案し、 対策案への適用の可能性について検討する。



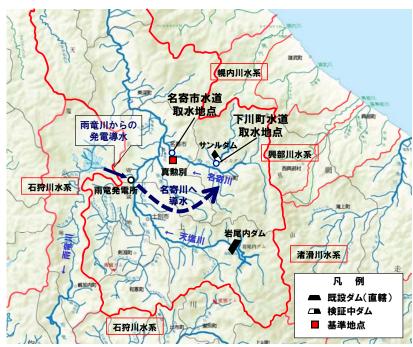


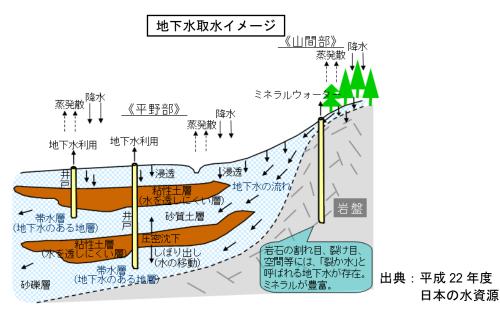
図 4.3.8 水系間導水のイメージ

(5) 地下水取水

伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、 水源とする。

(検討の考え方)

井戸の新設等による地下水取水について、対策案への適用の可能性を 検討する。



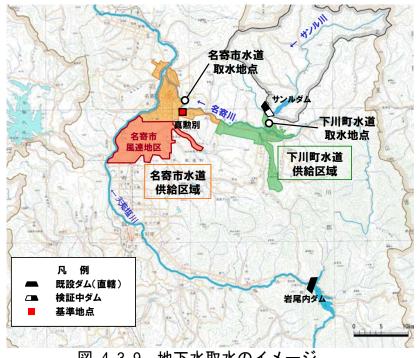


図 4.3.9 地下水取水のイメージ

(6) ため池(取水後の貯留施設を含む)

主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする。

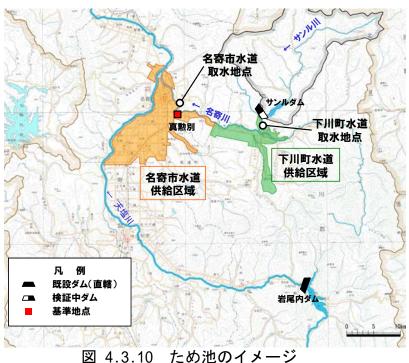
(検討の考え方)

名寄川に沿った地域における貯留施設の設置について、対策案への適 用の可能性を検討する。

他地域のため池事例



出典:(独)水資源機構 三重用水管理所 HP



(7) 海水淡水化

海水を淡水化する施設を設置し、水源とする。

(検討の考え方)

海沿いや河口付近等における海水淡水化施設の設置について、対策案への適用の可能性を検討する。

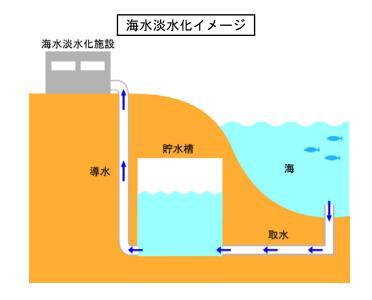




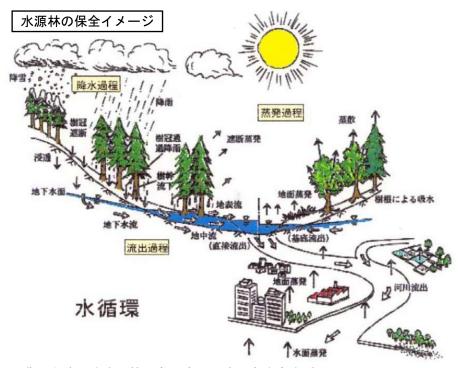
図 4.3.11 海水淡水化のイメージ

(8) 水源林の保全

主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。

(検討の考え方)

天塩川流域の森林の分布状況等を踏まえ、対策案への適用の可能性に ついて検討する。



出典: 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 第6回配布資料 資料1太田猛彦氏資料

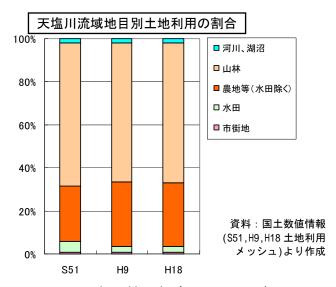


図 4.3.12 水源林の保全のイメージ

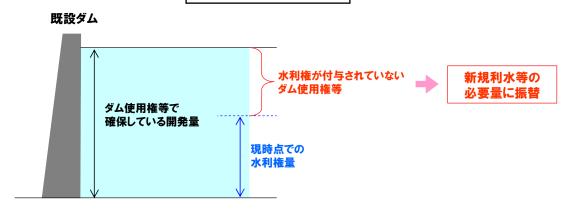
(9) ダム使用権等の振替

需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り替える。

(検討の考え方)

天塩川水系に存在する 13 の既設ダムにおけるダム使用権等の振替について、対策案への適用の可能性を検討する。

ダム使用権振替イメージ



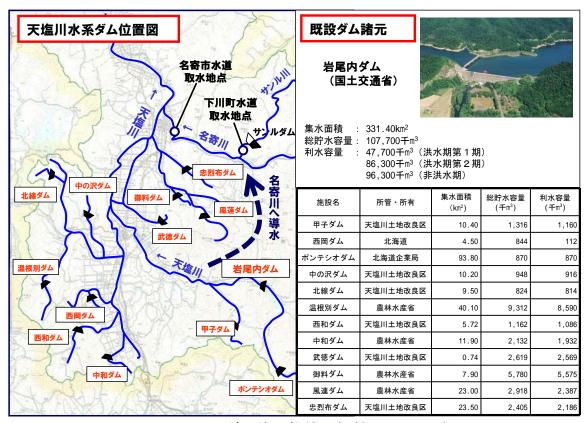


図 4.3.13 ダム使用権等の振替のイメージ

(10) 既得水利の合理化・転用

用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に転用する。

(検討の考え方)

天塩川水系の既得水利の合理化、転用について、対策案への適用の可能性を検討する。

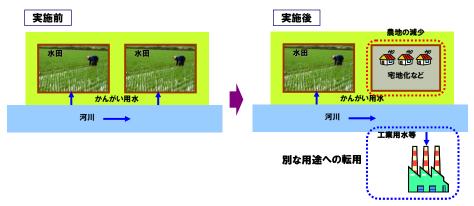


図 4.3.14 既得水利の合理化・転用のイメージ

(11) 渇水調整の強化

渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水 制限を行う。

(検討の考え方)

天塩川水系の渇水調整の状況を勘案しつつ、対策案への適用の可能性 を検討する。



図 4.3.15 渇水調整の強化のイメージ

表 4.3.5 天塩川水系水利用協議会構成員名簿

構成員 旭川開発建設部 上川総合振興局 北海道企業局 士別市 名寄市 下川町 剣淵町 和寒町 美深町 中川町 音威子府村 上川北部消防事務組合美深消防署 陸上自衛隊名寄駐屯地業務隊 独立行政法人水産総合研究センターさけ・ます センター ほか、かんがい用水 18機関 1 機関 発電用水 工業用水 4 機関 その他 1 機関

表 4.3.6 渴水調整協議会構成員名簿

委員	士別市長(会長) 北海道企業局長(副会長) てしおがわ土地改良区理事長(副会長) 士別地区農業改良普及センター所長 士別市農業協同組合長 多寄農業協同組合長
	和寒町農業協同組合長 剣淵農業協同組合長
	天塩朝日農業協同組合長
幹事	旭川開発建設部 管理課長
	旭川開発建設部 治水課長
	旭川開発建設部 名寄河川事務所長
	旭川開発建設部 岩尾内ダム管理所長
	利水代表者 てしおがわ土地改良区理事長
事務局	士別市総務部企画振興室

(12) 節水対策

渇節水コマなど節水機能の普及、節水運動の推進、工場における回収率 の向上等により、水需要の抑制を図る。

(検討の考え方)

天塩川水系の節水対策について、対策案への適用の可能性を検討する。



◆水道の流しっぱなしはせず、野菜や食器は"ため洗い"。



◆せっけん水と1回目のすすぎ水は風呂の残り湯を使う。



◆タンク内に水の入ったビンを入れる。





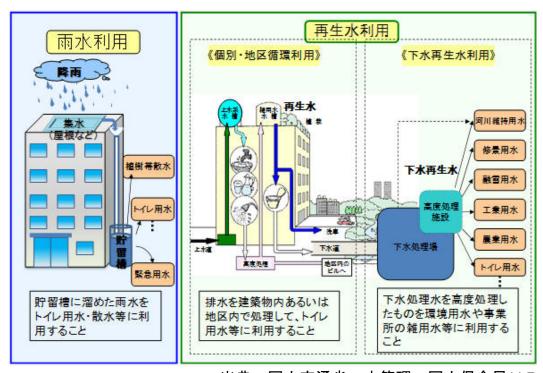
出典:国土交通省 水管理・国土保全局 HP「節水小辞典」 図 4.3.16 節水対策のイメージ

(13) 雨水•中水利用

雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水道処理水利用の推進により、 河川水、地下水を水源とする水需要の抑制を図る。

(検討の考え方)

天塩川流域の雨水、中水利用について、対策案への適用の可能性を検 討する。



出典:国土交通省 水管理・国土保全局 HP 図 4.3.17 雨水・中水利用のイメージ

表 4.3.7 新規利水対策案の適用性

	対策案	大統の範囲とは、大統の範囲とは、大統の範囲を表現して、大統の範囲を表現して、大統の範囲を表現し、大統の範囲を表現し、大統の範囲を表現し、大統の範囲を表現し、大統の範囲を表現し、大統の一般の表現を表現し、	いに大天塩川流域への適用性
1	0.ダム【検証対象】	河川を横過して専ら流水を貯留する目的で築造される構造物である。	サンルIIIにサンルダムを建設することにより、参加継続確認された新規利水の必要な開発量を確保する新規利水対策案を検討する。
	1.河道外貯留施設 (貯水池)	河道外に貯水池を設け、河川の導水し、貯留することで 水源とする。	サンルダム事業区域内のサンル川沿いに貯水池を検討する。
	2.ダム再開発 (かさ上げ)	既存のダムをかさ上げあるいは掘削することで容量を確 保し、水源とする。	近傍ダムのかさ上げ・掘削を検討する。
	3.他用途ダム容量の買い上げ	既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて容量とす ることで水源とする。	近傍ダムの発電容量の買い上げを検討する。
16e1	4.水系間導水	水量に余裕のある他水系から導水することで水源とする。	雨竜発電所で雨竜川から天塩川への導水が既に行われており、その導水の活用について検討する。
	5.地下水取水	伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸 の新設等により、水源とする。	浄水場周辺での井戸掘削を検討する。また名寄市では風連地 区での既設井戸の継続利用も検討する。
	6.ため池 (取水後の貯留施設を含む。)	主に雨水や地区内流水を貯留するため池を配置すること で水源とする。	浄水場付近に雨水・地区内流水を貯留するため池を検討する。
	7. 海水淡水化	海水を淡水化する施設を配置し、水源とする。	補給対象区域から近いオホーツク海沿岸に海水淡水化施設を 検討する。
	8.水源林の保全	水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。	現況の森林が水源林としての機能を有していることから保全 の取組みを継続する。
1	9.ダム使用権等の振替	需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム 使用権等を必要な者に振り替える。	岩尾内ダムのダム使用権の振替を検討する。
面・供給	10.既得水利の合理化・転用	用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用 量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需 要減分を、他の必要とする用途に転用する。	名寄川の既存の水利使用について、合理化・転用の可能性を 検討する。
	11.渇水調整の強化	渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小と するような取水制限を行う。	現状においても渇水時には調整を行っており、今後も取組み を継続する。
	12.節水対策	節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率 の向上等により、水需要の抑制を図る。	水需要抑制の取り組みは重要であり、今後も取組みを継続する。
	13.雨水·中水利用	雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水の利用の推進により河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る。	水需要抑制の取り組みは重要であり、今後も取組を継続する。

: 今回の検討において採用しなかった方策 :全ての対策案とともに取り組むべき方策 :今回の検討において採用した方策

4.3.3.2 新規利水対策案の概略検討

以下の方針に沿って、新規利水対策案の概略検討を行った。

- <新規利水対策案の概略検討の方針>
 - 1)検証要領細目で示されている 14 方策から、4.3.3.1 で整理した天塩 川への適用性を考慮して抽出し、組み合わせる。
- 2) 新規利水対策案は、以下に示す参画継続確認された新規利水の必要な開発量を確保できるものとする。
 - ●水道用水 0.019m³/s (名寄市:0.0175m³/s 下川町:0.0015m³/s)
- 3) 新規利水対策案は、各々個別に検討する。ただし、利水参画者が共同で対策を行った方が有利と考えられる場合は、必要な開発量を同時に確保できる対策として検討する。
- 4)「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水・中水利用」 については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、それぞれが 大切な方策であり継続していくべきと考えられるため、全ての新規利 水対策案に組み合わせる。
- 5)各対策案における留意事項
- ・新規利水対策案の施設規模はダム事業者や水利使用許可権者として有 している情報により可能な範囲で検討したものであり、変更となるこ とがある。

新規利水対策案の概要を表 4.3.8に示す。

表 4.3.8 新規利水対策案一覧表

	6			水源林の保全	既得水利の合理化・転用	る強にの強化の強化の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	雨水· 中水利用
	8			水源林の保全	ダム使用権等の振替	過水調整 の強化 節水対策	雨水· 中水利用
	7			海水淡水化水源林の保全		湯水調整 の強化 節水対策	雨水・中水利用
	9		ためお	水源林の保全		海水調整 の強化 節水対策	雨水・ 中水利用
新規利水対策案	5		地下水取水	水源林の保全		海水調整 の強化 節水対策	雨水· 中水利用
	4		水系間導水	水源林の保全		海水調整 の強化 節水対策	雨水· 中水利用
	3	他用途ダム容量の買い上げ		水源林の保全		温水調整 の強化 節水対策	雨水・ 中水利用
	2	ダム再開発		水源林の保全		海水調整の強化 の強化 節水対策	雨水・ 中水利用
	-	河道外貯留施設		水源林の保全		の強化の強化的が対策	雨水・ 中水利用
	河川整備計画	サンルダム		水源林の保全		周水調整 の強化 節水対策	雨水 · 中水利用
		ダム (河川区域内) 供給面の対応	(ビ三冈基 余結屆の3	(本) (本)	必需要面・供給面	要なもの!での総合的な:	対応が

(1) 新規利水対策案-0 河川整備計画 サンルダム

【対策案の概要】

- ・天塩川水系名寄川支流サンル川にサンルダムを建設する。
- ・サンルダム本体及び付替道路等の工事を行う。



図 4.3.18 検討概要図

(2) 新規利水対策案-1 河道外貯留施設

【対策案の概要】

- ・河道外貯留施設(貯水池)を新設し、名寄市及び下川町水道用水を確保する。
- ・河道外貯留施設は、必要量 200 千 m³を最も経済的に確保できるサンルダム事業区域内とする。

新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】

■河道外貯留施設(貯水池) 貯留施設 1箇所 用地買収 なし



図 4.3.19 検討概要図

(3) 新規利水対策案-2 ダム再開発

【対策案の概要】

- ・取水地点の最も近傍となる忠烈布ダムの貯水池掘削を実施し、名寄市及 び下川町水道用水を確保する。
- ・忠烈布川から各浄水場への導水施設を設置する。
- ・貯水池掘削及び導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】 ■ダム再開発 忠烈布ダム掘削 掘削 約 20 万 m³ 用地買収 約 4ha 導水管 200、L=約 5km 送水施設 2 箇所

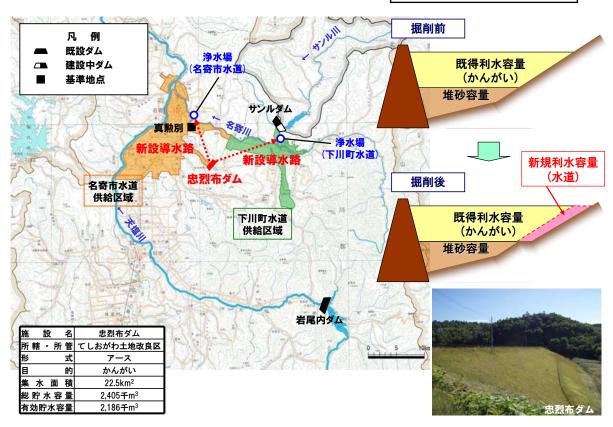


図 4.3.20 検討概要図

(4) 新規利水対策案-3 他用途ダム容量の買い上げ

【対策案の概要】

- ・発電専用の容量を有するポンテシオダムの発電容量を一部買い上げて、 名寄市及び下川町水道用水を確保する。
- ・風連 20 線堰堤(天塩川)から各浄水場への導水施設を設置する。
- ・導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。 天塩川流域で発電専用容量を持つダムは、ポンテシオダムのみである。

【対策案】

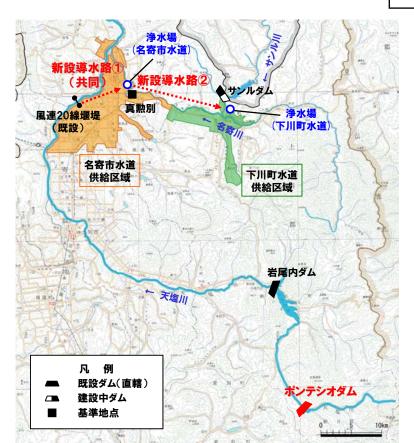
他用途ダム容量買い上げ ポンテシオダム

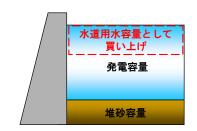
容量買い上げ 約 20 万 m³ 導水管 200、L=約 9km

75、L=約 15km

送水施設

2 箇所







施	i	ţ	名	ポンテシオダム
所	轄・	所	管	北海道企業局
形			式	重力式コンクリート
目			的	発電
集	水	面	積	93.8km ²
総	貯力	k 容	量	870 千 m³
有	効貯	水容	量	870千m ³

図 4.3.21 検討概要図

(5) 新規利水対策案-4 水系間導水

【対策案の概要】

- ・雨竜発電所で既に行っている雨竜川から天塩川への導水を活用して、名 寄市及び下川町水道用水を確保する。
- ・雨竜発電所から各浄水場への導水施設を設置する。
- ・雨竜発電所への影響(減電)について検討を行う。
- ・導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

> 【対策案】
>
> ■水系間導水 導水管 200、L=約 17km 75、L=約 15km 送水施設 2 箇所

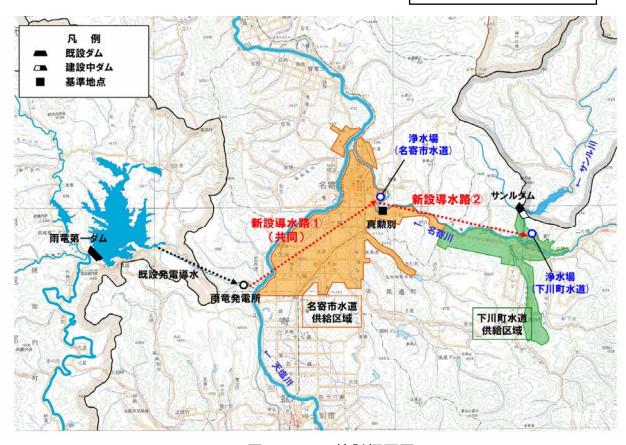


図 4.3.22 検討概要図

(6) 新規利水対策案-5 地下水取水

【対策案の概要】

- ・地下水取水施設を設置し、名寄市及び下川町水道用水を確保する。
- ・名寄市水道の風連地区では既設井戸の継続利用とする場合も検討する。
- ・各浄水場への導水施設を設置する。
- ・導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】
地下水取水(井戸新設)
井戸設置 4基
導水管 200、L=約 3km
50、L=約 1km
送水施設 2 箇所

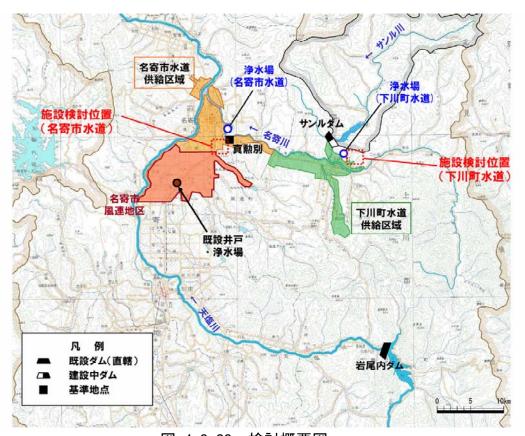


図 4.3.23 検討概要図

(7) 新規利水対策案-6 ため池

【対策案の概要】

- ・ため池を設置し、名寄市及び下川町水道用水を確保する。
- ・ため池の設置に伴い、用地買収を行う。

新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】ため池7 箇所ため池7 箇所用地買収約 6ha導水管200、L=約 18km50、L=約 1km送水施設7 箇所

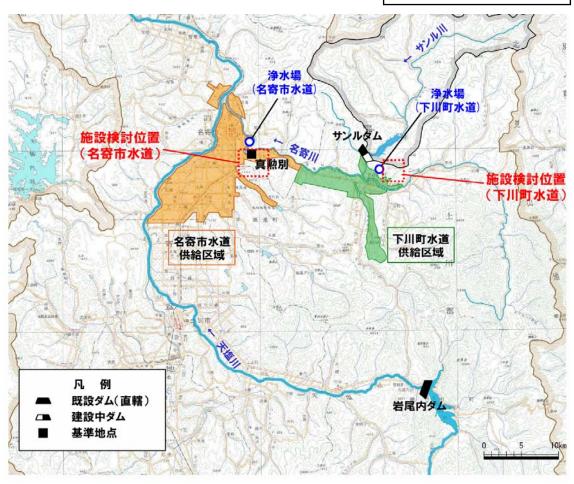


図 4.3.24 検討概要図

(8) 新規利水対策案-7 海水淡水化

【対策案の概要】

- ・海水淡水化施設を設置し、名寄市及び下川町水道用水を確保する。
- ・施設予定地は、オホーツク海沿岸興部川河口付近とする。
- ・海水淡水化施設から各浄水場への導水施設を設置する。
- ・海水淡水化施設及び導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】

海水淡水化

海水淡水化施設 1式

用地買収

約 1ha 200、L=約 40km

導水管 送水施設

1 箇所



(9) 新規利水対策案-8 ダム使用権等の振替

【対策案の概要】

- ・一部水利権が付与されていないダム使用権(工業用水)を振り替えて、名 寄市及び下川町水道用水を確保する。
- ・風連 20 線堰堤(天塩川)から各浄水場への導水施設を設置する。
- ・導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。 天塩川流域で水利権が全量付与されていないダム使用権等は、岩尾内ダムの工業用水のみである。

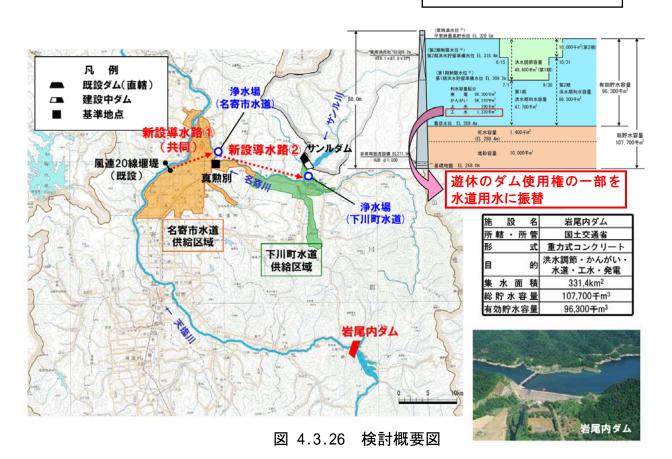
【対策案】

他用途ダム容量買い上げ ポンテシオダム

容量振替 約 20 万 m³ 導水管 200、L=約 9km

200、L=約 9km 75、L=約 15km

送水施設 2 箇所



(10) 新規利水対策案-9 既得水利の合理化・転用

【対策案の概要】

・名寄川の既存の水利使用を合理化・転用することにより、名寄市及び下 川町水道用水を確保する。

新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】

既得水利の合理化・転用 現時点では関係利水者等との 協議・調整を行っていないため未 確定

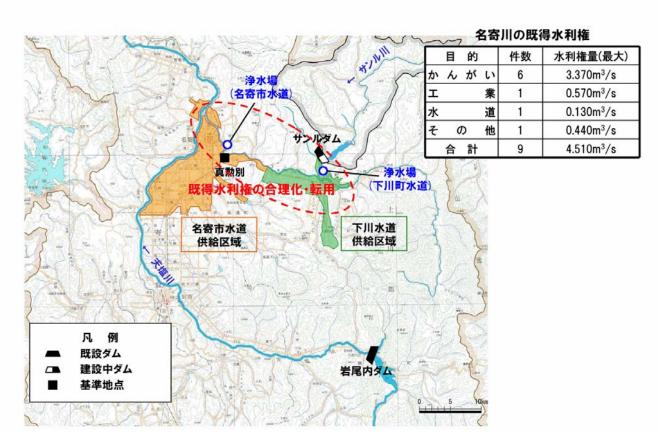


図 4.3.27 検討概要図

(11) 概略検討結果

複数の新規利水対策案について、コスト、地域社会への影響、実現性などを概略検討した結果を以下に示す。

表 4.3.9 複数の新規利水対策案

No.	対策案	完成までに 要する費用 (概算)	地域社会への影響、実現性など
0	【河川整備計画】 サンルダム	約 1 億円	・用地の買収及び家屋移転は完了している
1	河道外貯留施設	約 11 億円	・用地の買収及び家屋移転は完了している ・貯水池設置にあたり、周囲堤築造のための地 質調査等が必要である
2	ダム再開発	約 28 億円	・忠烈布ダム関係者及び関係利水者との調整が 必要である ・貯水池掘削には、地質・環境調査等の検討や 用地買収が必要である ・導水施設建設に伴う用地買収が必要である
3	他用途ダム容量の買 い上げ	約 50 億円	・ポンテシオダム関係者及び関係利水者との調整が必要である・導水施設建設に伴う用地買収が必要である
4	水系間導水	約 45 億円	・雨竜ダム関係者及び関係利水者との調整が必要である・雨竜発電所への影響(減電)について検討が必要である・導水施設建設に伴う用地買収が必要である
5	地下水取水(井戸新 設)	約 8 億円	・地下水取水は、伏流水や河川水への影響について十分な調査が必要である
3	地下水取水(風連地区 既設井戸継続利用)	約 12 億円	・名寄市浄水場と同等の水質を得るために施設 改良が必要である
6	ため池	約 31 億円	・ため池の貯留にあたって、雨水や地区内流水 の補給調査が必要である ・ため池建設に伴う用地買収が必要である
7	海水淡水化	約 76 億円	・海水淡水化施設、導水施設建設に伴う用地買 収が必要である
8	ダム使用権等の振替	約 33 億円	・岩尾内ダム関係者及び関係利水者との調整が 必要である・導水施設建設に伴う用地買収が必要である
9	既得水利の合理化・転 用		・名寄川における関係利水者との調整が必要で ある

⁽注)完成までに要する費用については、平成23年度以降の残事業費である。

4.3.3.3 関係者等の意見

4.3.3.2で概略検討した新規利水対策案にダム案を加えた複数の新規利水対策案について、サンルダムの利水参画者、関係河川使用者及び関係する事業者に意見を聴いた。

意見聴取先と意見聴取結果を以下に示す。

(1) 利水参画者

- 名寄市
- 下川町
- ・ほくでんエコエナジー株式会社

表 4.3.10 利水参画者の意見

	表 4.3.10	利水参画者の意見
利水参画者	意見照会事項	意見照会事項に関する回答
名寄市	「第3回 サンルダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場」に提示した複数の利水対策案に関する、利水参画者としての見解について	・提示された複数の対策案は、費用負担が大きく、更なる工期を要することが見込まれ、また農地などにも悪影響を及ぼすことが想定されることから、ダム代替案は非現実的であり、到底許容できるものではない・安全安心な水の安定供給と水道水源の確保のためにも、一刻も早いダムの着工を求める
下川町	「第3回 サンルダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場」に提示した複数の利水対策案に関する、利水参画者としての見解について	 ・提示された複数の対策案は、サンルダム事業への継続参画に比べ、費用負担が大きく、工期が不透明であり効果発現の遅延も懸念されることから、事業主体として到底容認できない ・様々な水需要への対応と安定的な水道水を確保するため、現計画どおりの水量を確保することが、町の政策として必要であると判断していることから、あらためて、当町はサンルダムへの事業参画を継続する ・洪水などの危険を排除し、住民の安心安全な生活を守るためにもサンルダム建設は必要不可欠であると判断している
ほくでん エコエナジ 一株式会社	「第3回 サンルダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場」に提示した複数の利水対策案に関する、利水参画者としての見解について	・提示された複数の利水対策案については、いずれも現計画と同様の発電出力および発電電力量を得ることが難しいことから容認できるものではない

(2) 関係河川使用者

・てしおがわ土地改良区~ 忠烈布ダム:ダム再開発

・北海道企業局~ ポンテシオダム:他用途ダム容量の買い上げ

• 北海道電力株式会社~ 雨竜発電所:水系間導水

・士別市~ 岩尾内ダム:ダム使用権等の振替

表 4.3.11 関係河川使用者の意見

関係河川 使用者	意見照会事項	意見照会事項に関する回答
てしおがわ 土地改良区	忠烈布ダムを再開発(掘削)して新規利水の対策案とすることに関する見解について(No2 ダム再開発)	・忠烈布ダムは、当区管轄の主要なかんがい用水の専用施設として重要な施設であり同意できない・ダムのかさ上げに加えて名寄川への導水施設の新設などの提案は、非効率であり議論のすり替えに等しい
北海道	ポンテシオダムの発電容量の一部を買い上げて新規利水の対策案とすることに関する見解について(No3 他用途ダム容量買い上げ)	・道企業局の発生電力は、全量を北海道電力 (株)へ卸供給することで契約 [卸供給契約] を締結し、その電力は北海道電力(株)が国へ 届出している電力供給計画に織り込まれて いることや、東京電力福島第一原発事故後、 水力を含めた再生可能エネルギーは、更に重 要性をましていることから、発電に支障が生 じないようにすべきと考えている
北海道電力株式会社	雨竜発電所から放流水を 活用して新規利水の対策 案とすることに関する見 解について (No4 水系間導水)	・水力発電は、純国産の再生可能エネスである ・水力発電は、発電時に温室効果ガスであるで2を排出しないクリーンエネー位置であるでは、その発電を出れての発電があるであるでは、その発電を出れては、その発電を出れては、その発電を出れては、その発電をは、一般には、その発電をは、一般には、その発電をは、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に
士別市	岩尾内ダムのダム使用権 (工業用水)を振り替えて 新規利水の対策案とする ことに関する見解につい て (No8 ダム使用権等の振 替)	・ダム使用権の振り替えは、新たな水利権の獲得等が容易でない状況のなか、極めて慎重な検討が必要であり、同意できるものでないまた、事業費の増加・工期の長期化も想定されていることから現実的な対策案ではないと考える

(3) 関係する事業者

- ・北海道開発局 農業水産部~ 既得水利の合理化・転用
- ・北海道 農政部・環境生活部~既得水利の合理化・転用
- ・王子板紙株式会社 名寄工場~既得水利の合理化・転用

表 4.3.12 関係する事業者の意見

関係する 事業者	意見照会事項	意見照会事項に関する回答
北海道 開発局 農業水産部	士別市、名寄市、和寒町、 剣淵町、下川町における水 需要合理化にかかる土地 改良事業予定の有無につ いて	・現時点で国営土地改良事業の計画がない
北海道農政部	士別市、名寄市、和寒町、 剣淵町、下川町における水 需要合理化にかかる土地 改良事業予定の有無につ いて	・道営農業農村整備事業の実施に向けて、平成 23年度に事業計画の樹立を行っている地区 のうち、照会事項に関する事業の予定はない
北海道 環境生活部	士別市、名寄市、和寒町、 剣淵町、下川町における水 需要合理化を伴う水道事 業の広域化に関する事業 計画の有無について	・士別市、名寄市、和寒町、剣淵町及び下川町 において、現段階で、既得水利の合理化を伴 う水道事業の市町村の行政区域を越えた広 域化に関する事業計画が予定されている水 道法に基づく認可申請・届出はない
王子板紙 株式会社	名寄川の水利権の見通し に関する見解について	・現在の水利権の水量は必要であり、減量の予 定はない

(4) 構成員の意見

第1回から第3回検討の場において、構成員から4.3.3.2で示した新規利 水対策案以外を支持する意見はなかった。

(5) パブリックコメント

4.3.3.2で示した新規利水対策案について、パブリックコメントを行ったが、示した新規利水対策案以外を支持する意見はなかった。また、新たな新規利水対策案の提案はなかった。

4.3.3.4 関係者等の意見を踏まえた概略評価

4.3.3.3の関係者等の意見を踏まえて概略評価を行い、新規利水対策案を 抽出した結果を表 4.3.13に示す。

<ご意見を踏まえた概略評価の内容>

- ・新規利水対策案の抽出にあたり、No.2「ダム再開発」、No.3「他用途ダム 容量買い上げ」、No.4「水系間導水」、No.8「ダム使用権等の振替」の各 案を構成する各施設管理者に当該案に対して意見照会したところ、これ らの案については、各施設管理者の利水計画に支障を与えることから同意出来ないとの回答があったため、棄却する。
- ・第3回検討の場において立案した新規利水対策案において、コストが極めて高いと考えられる対策案は評価軸ごとの評価から除くものとする。 (No.3「他用途ダム容量買い上げ」、No.4「水系間導水」、No.6「ため池」、No.7「海水淡水化」、No.8「ダム使用権等の振替」)
- ・関係する事業者に既存の水利使用の合理化・転用にかかる事業予定等の 見通しを聞いたところ、現時点ではこれらの見込みはなかった。
- ・自衛隊が天塩川(名寄川合流点付近)から取水する水利権を有しており、 転用の可能性の検討を行う。なお、必要な開発水量に対しては、不足が あるため、既存の水利使用の転用+地下水取水案として評価軸ごとの評 価を行うこととした。
- ・パブリックコメントにおいて新たな新規利水対策案の提案はなかった。

表 4.3.13 概略検討による新規利水対策案の抽出の整理

		女	1.0.t	. 6 J	気船供記しよる利気付入が、未来り、抽出り、逆虫
					概略検討による抽出
8	对策 案	完成までに 要する費用	丑		不適当と考えられる評価軸とその理由
0	サンルダム	約1億円			
7	河道外貯留施設	約11億円			
7	ダム再開発	約 28 億円		・実現性	・忠烈布ダムの施設管理者から「忠烈布ダムは、当区管轄の主要なかんがい用水の専用施設として重要な施設であり同意できない」との回答があった。
က	他用途ダム容量買い上げ	約 50 億円		・コスト・実現性	・コストが極めて高い ・ポンテシオダムの施設管理者から「発電に支障が生じないようにすべき」との 回答があった。
4	水系間導水	約 45 億円		・コスト・実現性	・コストが極めて高い・水系間導水施設(雨竜発電所)の管理者から「発電所の運転に制約を与えるような恒常的な給水となる可能性がある本対策案に対しては同意できない」との回答があった。
2	地下水取水 (井戸新設)	約8億円			
2-1	地下水取水 (風連地区既存井戸継続)	約 12 億円			
9	ため池	約31億円		・コスト	・コストが極めて高い
7	海水淡水化	約 76 億円		・コスト	・コストが極めて高い
80	ダム使用権等の振替	約33億円		・コスト・実現性	・コストが極めて高い・岩尾内ダムにダム使用権を有する者より「新たな水利権の獲得等が容易でない 状況のなか、極めて慎重な検討が必要であり、同意できるものでない」との回 答があった。
თ	既存の水利使用の転用 +地下水取水	約 15 億円			
***	17 / 17 / 18 用 17 / 17 / 17 / 17	北 (48 1 1 十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11.18	十十十十十	

(注)完成までに要する費用については、平成23年度以降の残事業費である。

4.3.3.5 概略評価による新規利水対策案の抽出結果

概略評価で抽出する新規利水対策案は下記の5案とする。

表 4.3.14 新規利水対策案抽出 5 案

No.	概略評価で抽出する新規利水対策案
0	河川整備計画 サンルダム
1	河道外貯留施設
5	地下水取水 (新設)
5-1	地下水取水 (風連地区既設井戸継続)
9	既設の水利使用の転用+地下水取水

概略評価により抽出された新規利水対策案 5 案については、以下 と表現 することとした。

No.0 河川整備計画 サンルダム 現計画案

No.1 河道外貯留施設

河道外貯留施設案

No.5 地下水取水 (新設)

地下水取水(新設)案

No.5-1 地下水取水(風連地区既設井戸継続)

地下水取水(既設井戸継続)案

No.9 既設の水利使用の転用+地下水取水

既得の水利使用の転用+地下水取水案

4.3.4 評価軸ごとの評価

概略評価により抽出された新規利水対策案について、「検証要領細目」に示されている6つの評価軸について評価を行った。

以下に評価軸ごとの評価を行った対策案の概要を示す。なお、これらの 対策案の完成までに要する費用等については、評価軸ごとの評価を行うに あたり、詳細検討を行った結果を示している。

その結果を表 4.3.15~表 4.3.20に示す。

(1) 現計画案

【対策案の概要】

- ・天塩川水系名寄川支流サンル川にサンルダムを建設する。
- ・サンルダム本体及び付替道路等の工事を行う。

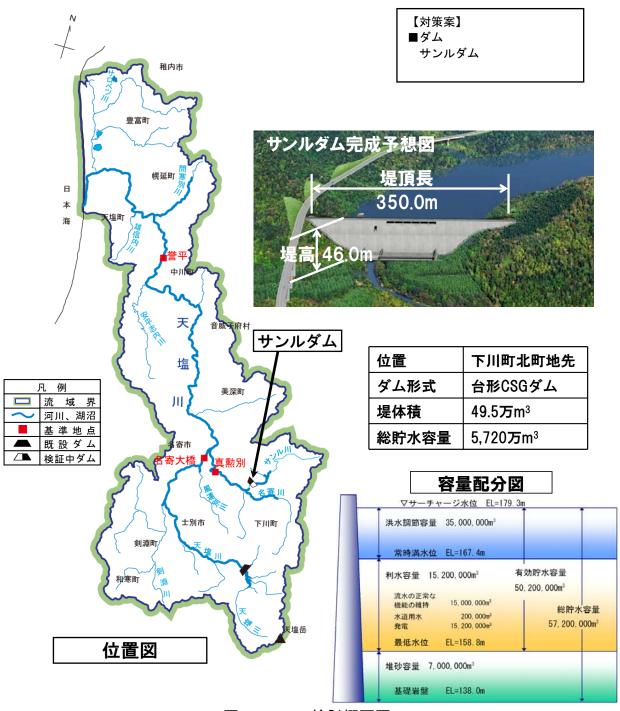


図 4.3.28 検討概要図

(2) 河道外貯留施設案

【対策案の概要】

- ・河道外貯留施設(貯水池)を新設し、名寄市及び下川町水道用水を確保する。
- ・河道外貯留施設は、必要量 200 千 m³を最も経済的に確保できるサンルダム事業区域内とする。

新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】

■河道外貯留施設(貯水池) 貯留施設 1 箇所 用地買収 なし



図 4.3.29 検討概要図

(3) 地下水取水 (新設) 案

【対策案の概要】

- ・地下水取水施設を設置し、名寄市及び下川町水道用水を確保する。
- ・各浄水場への導水施設を設置する。
- ・導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】

地下水取水(井戸新設)

井戸設置4基導水管200、L=約3km

50、L=約 0.1km

送水施設 2 箇所

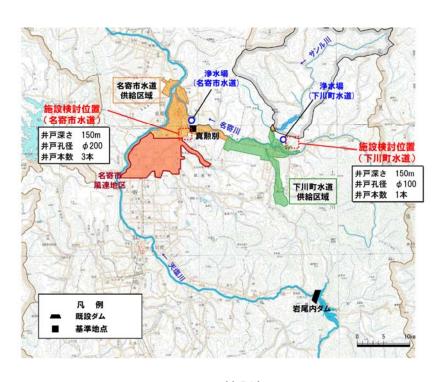


図 4.3.30 検討概要図

(4) 地下水取水 (既設井戸継続) 案

【対策案の概要】

- ・名寄市では風連地区での既設井戸の継続利用を行う。
- ・下川町では、地下水取水施設を設置し、水道用水を確保する。
- ・下川町浄水場への導水施設を設置する。
- ・導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】

■地下水取水(風連既設井戸継続利用)

井戸設置1 基既設井戸更新4 基既設設備更新1 箇所導水管50、L=約 0.1km送水施設1 箇所

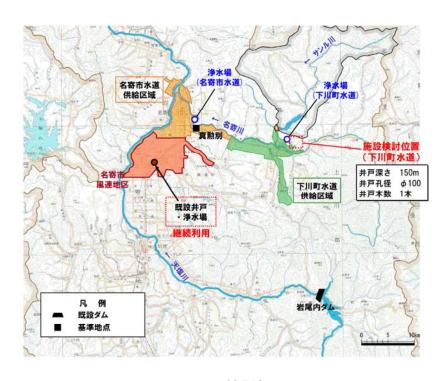


図 4.3.31 検討概要図

(5) 既得の水利使用の転用+地下水取水案

【対策案の概要】

- ・名寄市では、陸上自衛隊名寄駐屯地の既得水利権(陸上自衛隊名寄専用 水道)を転用して天塩川より取水し、水道用水の一部を確保する。
- ・名寄市の不足分は、地下水取水施設を設置し、水道用水を確保する。
- ・下川町では、地下水取水施設を設置し、水道用水を確保する。
- ・各浄水場への導水施設を設置する。
- ・導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。 陸上自衛隊名寄駐屯地には、名寄市上水道への接続要望がある。

【対策案】

■既得水利権の転用

導水管 200、L=約 4km 送水施設 1 箇所

■地下水取水

井戸設置2 基導水管50、L=約 3km送水施設2 箇所

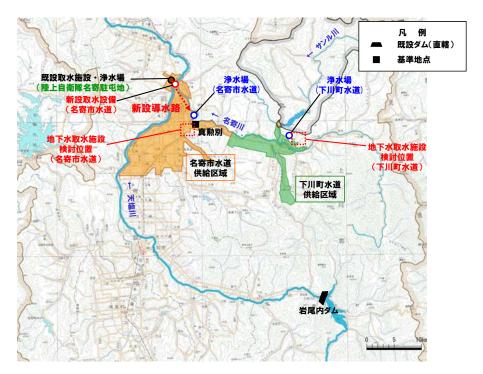


図 4.3.32 検討概要図

表 4.3.15 サンルダム検証に係る検討 総括整理表 (新規利水)

既得水利権転用案	既存の水利使用の転用 十地下水取水	・名寄市1.510m3/日 (0.018m3/s)、下川町130m3/日 (0.002m3/s)の新規水道用水を 開発可能である。	・合計開発量1,640m3/日 (0.02m3/s) なお取水可能量に関しての調 査が必要となる。	(10年後) 関係住民、関係機関との調 整が整えば取水施設及び導水 施設、地下水取水施設は完成 し、水供給が可能となると想 定される。	・既存の水利使用の取水については、名寄市の取水地点にいては、名寄市の取水地点において、転用可能な水量を取水することが可能となる。	・地下水取水については、名 寄市及び下川町の浄水場に、 必要な水量を送水することが 可能。	・既存の水利使用の取水につ いては、現状の河川水質と同 等と考えられる。	・地下水取水については、取 水地点により得られる水質が 異なる。
地下水取水案	地下水取水(既設井戸継続)	・名寄市1,510m3/日 (0.018m3/s)、下川町130m3/日 (0.002m3/s)の新規水道用水を 開発可能である。	・合計開発量1,640m3/日 (0.02m3/s) なお取水可能量に関しての調査が必要となる。	[10年後] ・関係住民、関係機関との調 整が整えば地下水取水施設は 完成し、水供給が可能となる と想定される。	・名寄市及び下川町の浄水場 に、必要な水量を送水することが可能となる。		・取水地点により得られる水質が異なる。	・名寄市の既設井戸について は、鉄、マンガンを含んでい ることから、浄水場での適切 な処理が必要となる。
地下水取水案	地下水取水(新設)	・名寄市1,510m3/日 (0.018m3/s)、下川町130m3/日 (0.002m3/s)の新規水道用水を 開発可能である。	・合計開発量1,640m3/日 (0,02m3/s) なお取水可能量に関しての調査が必要となる。	【10年後】 製係住民、関係機関との調整が整えば地下水取水施設は 整が基えば地下水取水施設は 売成し、水供給が可能となる と想定される。	・名寄市及び下川町の浄水場 に、必要な水量を送水することが可能となる。		・取水地点により得られる水 質が異なる。	
河道外貯留施設案	河道外貯留施設	・名寄市1,510m3/日 (0.018m3/s)、下川町130m3/日 (0.002m3/s)の新規水道用水を 開発可能である。	・合計開発量1, 640m3/日 (0, 02m3/s)	[10年後] ・関係機関との調整が整えば 河道外貯留施設は完成し、水 供給が可能となると想定され る。	・名寄市及び下川町の各取水地点において、必要な水量を 地点において、必要な水量を 取水することが可能となる。		・現状の河川水質と同等と考えられる。	
現計画案	サンルダム	・名寄市1,510m3/日 (0.018m3/s)、下川町130m3/日 (0.002m3/s)の新規水道用水を 開発可能である。	・合計開発量1, 640m3/日 (0. 02m3/s)	[10年後] ・サンルダムは完成し、水供 給が可能となると想定され る。	・名寄市及び下川町の各取水地点において、必要な水量を 地点において、必要な水量を 取水することが可能となる。		・現状の河川水質と同等と考えられる。	
新規利水対策案と実施内容の概要	5元方	●利水参画者に対し、開発量として何応3/s必要かを確認するとともに、その算出が妥当。 「行われているかを確認することもに、その算出が必当	「んんし たあり、その量を暗保できるか	●段階的にどのように効果が 確保されていくのか	●どの範囲でどのような効果 が確保されていくのか (取水位置別に、取水可能量 がどのように確保されるか)		●どのような水質の用水が得 られるか	
#/	評価軸と評価の考え方	献						

表 4.3.16 サンルダム検証に係る検討 総括整理表 (新規利水)

既得水利権転用案	既存の水利使用の転用 十地下水取水	約15億円 (番用は いずれも平成25年度	以降の残事業費)	約11百万円/年	【中止に伴う費用】 ・施工済みまたは施工中の現場の安全対策等に0.4億円 [※] 程度が必要と見込んでいる。	・国が事業を中止した場合に は特定多目的ダム法に基づき 利水者負担金の遺付が発生す る。なお、これまでの利水者 負担金(水道・発電)の合計 は、3億円である。	「その他留意事項」 ・これらの他に生活再建事業 の残額が7億円*程度である が、その実施の扱いについ て、今後、検討する必要があ る。	※の費用はいずれも共同費
地下水取水案	地下水取水(既設井戸継続)	100	1. セナル2.3 井.没置)	約91百万円/年	【中止に伴う費用】 ・施工済みまたは施工中の現 場の安全対策等に0.4億円 [※] 程 度が必要と見込んでいる。	・国が毒業を中止した場合に は特定多目的ダム法に基づき 利水者負担金の遠付が発生す る。なお、これまでの利水者 負担金(水道・発電)の合計 は、3億円である。	「その他留意事項」 ・これらの他に生活再建事業 の残額が7億円※程度である が、その実施の扱いについ て、今後、検討する必要がある。	※の費用はいずれも共同費
地下水取水案	地下水取水(新設)	<u>約7億円</u> (巻用は 1、1、7、カキ、平成25年度	以降の残事業費)	約10百万円/年	【中止に伴う費用】 ・施工済みまたは施工中の現 場の安全対策等に0.4億円 [※] 程 度が必要と見込んでいる。	・国が事業を中止した場合に は特定多目的ダム法に基づき 利水者負担金の選付が発生す る。なお、これまでの利水者 負担金(水道・発電)の合計 は、3億円である。	[その他留意事項] ・これらの他に生活再建事業 の残額が7億円 [※] 程度である が、その実施の扱いについ て、今後、検討する必要がある。	※の費用はいずれも共同費
河道外貯留施設案	河道外貯留施設	<u>約13億円</u> (費用は いずれキ平成25年度	以降の残事業費)	約13百万円/年	【中止に伴う費用】 ・施工済みまたは施工中の現場の安全対策等に0.4億円 [%] 程度が必要と見込んでいる。	・国が事業を中止した場合に は特定多目的ダム法に基づき 利水者負担金の適付が発生す る。なお、これまでの利水者 負担金(水道・発電)の合計 は、3億円である。	「その他留意事項」 ・これらの他に生活再建事業 の残額が7億円 [※] 程度である が、その実施の扱いについ て、今後、検討する必要があ る。	※の費用はいずれも共同費
現計画案	サンルダム	<u>約1億円</u> (新規利水分) (巻用は いずれキ平成25年度	5.3.4.0十/3.4.5.4.5.4.5.4.5.4.5.4.5.4.5.4.5.4.5.4.	約1百万円/年	【中止に伴う費用】 ・発生しない。			
新規利水対策案と実施内容の概要	žħ	●完成までに要する費用はど 2 のくらいか			●その他の費用(ダム中止に 年って発生する費用等)はど のくらいか			
新	評価軸と評価の考え方	ال الالا						

(新铜利水)	
総托整理表	
ない。	
を多る	
, 女人格評厂 	
表 4 3 17 サンルダム格証に係る格計	

既得水利権転用案	既存の水利使用の転用 十地下水取水	・地下水取水及び導水施設の 用地の買収等が必要となるため上地所有者等との協力が必要である。なお、現時点で要である。なお、以時時には、本対策案について土地所有者及び関係機関等に説明等を行っていない。	・既存の水利使用の転用に関係する河川使用者(陸上自衛 係する河川使用者(陸上自衛 隊名寄駐屯地)の同意が必要 である。なお、現時点では、 本対策案について説明等を 行っていない。	・サンルダムに参画している 発電事業(ほくでんエコエナ ジー(株))は不可能となる。	・導水管を道路敷地内に地下 埋設するため、道路管理者と の調整が必要であるが、調整 は行っていない。	・調査・設計・契約期間を除き施設の完了までに概ね3年程度必要である。	・これに加え、事業用地の所 有者、関係機関、周辺住民の 了解を得るまでの期間が必要 である。	・現行法制度のもとで既得水 利権転用案を実施することは 可能である。	・地下水取水については、他 に影響を与えない揚水量とす る必要があるため、現地にお ける十分な調査が必要であ る。
地下水取水案	地下水取水(既設井戸継続)	・下川町において、地下水取 水及び導水施設の用地の買収 等が必要となるため土地所有 者等との協力が必要である。 なお、現時点では、本対策策 について土地所有者及び関係 機関等に説明等を行っていない。	・直接浄水場へ送水すること を想定しており、同意を必要 とする関係する河川使用者は いない。	・サンルダムに参画している 発電事業 (ほくでんエコエナ ジー(株)) は不可能となる。	・下川町において導水管を道 路敷地内に地下埋設するため、道路管理者との調整が必要であるが、調整は行っていない。	・調査・設計・契約期間を除き施設の完了までに概ね1年程度必要である。	・これに加え、事業用地の所 有者、関係機関、周辺住民の 了解を得るまでの期間が必要 である。	・現行法制度のもとで地下水 取水案を実施することは可能 である。	・他に影響を与えない揚水量 とする必要があるため、現地 における十分な調査が必要で ある。
地下水取水案	地下水取水(新設)	設る必は有をのた要、者	・直接浄水場へ送水すること を想定しており、同意を必要 とする関係する河川使用者は いない。	・サンルダムに参画している 発電事業 (ほくでんエコエナ ジー(株)) は不可能となる。	・導水管を道路敷地内に地下 埋設するため、道路管理者と の調整が必要であるが、調整 は行っていない。	・調査・設計・契約期間を除き施設の完了までに概ね2年程度必要である。	・これに加え、事業用地の所 有者、関係機関、周辺住民の 了解を得るまでの期間が必要 である。	・現行法制度のもとで地下水 取水案を実施することは可能 である。	・他に影響を与えない場水量とする必要があるため、現地における十分な調査が必要である。ある。
河道外貯留施設案	河道外貯留施設	・河道外貯留施設はサンルダ ム事業用地を想定しており、 必要な用地及び家屋移転は、 すべて完了している。	・河道外貯留施設下流の関係 する河川使用者の同意が必要 である。なお、現時点では、 本対策案について説明等を 行っていない。	・サンルダムに参画している 発電事業 (ほくでんエコエナ ジー(株)) は不可能となる。	・河道外貯留施設建設に伴い 漁業関係者との調整を実施し ていく必要がある。	・調査・設計・契約期間を除 き施設の完了までに概ね3年 程度必要である。	・これに加え、関係機関、周 辺住民の了解を得るまでの期 間が必要である。	・現行法制度のもとで河道外 貯留施設案を実施することは 可能である。	・技術上の観点から実現性の 隆路となる要素はない。
現計画案	サンルダム	 ・サンルダム建設に必要な民 有地の取得(約260ha)及び家 屋移転(13戸)は完了してい る。 ・一部の公共用地補償が残っているが、了解を得られている。 	・利水参画者(名寄市、下川 町、ほくでんエコエナジー (株)) は現行の基本計画に同意している。 ・サンルダムが名寄市、下川 町の水源として位置付けられていることについて、関係する河川使用者の同意が得られている。		・ダム建設にあたり漁業関係 者の理解を得ながら進めてい く必要がある。	・本省による対応方針等の決 定を受け、本体工事の契約手 続の開始後から約5年間を要 する。		・現行法制度のもとでダム案 を実施することは可能である。	・技術上の観点から実現性の 隆路となる要素はない。
新規利水対策案と実施内容の概要		●土地所有者等の協力の見通 しはどうか	●関係する河川使用者の同意 の見通しはどうか	●発電を目的として事業に参 画している者への影響の程度 はどうか	●その他の関係者との調整の 見通しはどうか	●事業期間はどの程度必要か		●法制度上の観点から実現性 の見通しはどうか	●技術上の観点から実現の見通しはどうか 通しはどうか
[編/	評価軸と評価の考え方	実現性							

表 4.3.18 サンルダム検証に係る検討 総括整理表 (新規利水)

新規利水対策案と実施内容の概要		账		14	既存水利権転用案品をおから出土の土田
サンルダム			地下水取水(新設)	(井戸継続)	以存の水利使用の転用 十地下水取水 -
・継続的な監視や観測 となるが、管理実績も 適切な維持管理により 能である。	・報測が必要 ・継続的な監視や観測が必要 にはあり、 となるが、適切な維持管理により持続可 より持続可能である。				・地下水取水については、地 盤沈木、地下水位への影響を 機械的にモニタリングする必 要があるが、管理実績もあ リ、適切な維持管理により持 続可能である。
・調査の結果、現時点では湛 水の影響による地すべり等の 可能性は予測されていない。	現時点では湛 <u>・影響は小さいと想定され</u> bすべり等の る。 たていない。		・地盤沈下による周辺構造物への影響や周辺井戸への影響が懸念される。	・地盤沈下による周辺構造物への影響や周辺井戸への影響が観られる。	・地下水取水については、地 職沈下による周辺構造物への 影響や周辺井戸への影響が懸 急される。
 ・地元の下川町の市街地がダ 人湖に近接しているためダム 湖周辺の利活用を検討しており、ダム湖を引き付け、ダム湖を活用した地域振興の可能性がある一方で、フォローアップが必要である。 	○市街地がダー・新たな水面がレクリエー、るためダムーションの場となり、地域振興を持つしておーにつながる可能性がある。 日に土地域振りたか。 5ー方で、 が必要であ		効果は想定されない。	・効果は想定されない。	・効果は想定されない。
・一般的にダムを新たに建設する場合、移転を強いられる水源地と、安益地である下流域との間で、地域間の利害の衛平の調整が必要になる。・現段階で補償措置等により、水源地域の理解を得ている米沢である。	新たに建設・一般的に、貯留施設の建設 強いられる。により移転を強いられる水源 である下流、地と、安益地である下流域と 間の利害のの間で、地域間の利害の衡平 になる。 の調整が必要になる。 解巻行よ		・対策実施箇所が受益地と近接しており、地域間の利害の 対衡平に係る調整は必要ない。	・対策実施箇所が受益地と近接しており、地域間の利害の後中に係る調整は必要ない。	・対策実施箇所が受益地と近接しており、地域間の利害の 後平に係る調整は必要ない。
・水質予測によると、複類から枚類にかけて野水池内の滞留した水の免験によりダムからの放流水温の上昇が予測されるため、環境保全措置(選択の水質をある。 ・水質予測によると、ダム完水質をある。 ・水質予測によると、ダム完成後の土砂によるため、ダムの選集はいました。 原轄はいきいと予測される。 まだ、ダム湖の回転率と流入 自計量の関係からダム湖の高 栄養化が発生する可能性も底いた予測される。	と、 <u>夏期か</u> ・河道外貯留施設建設によ 水池内のが よりダムか 性がある。 全措置 (選 等) を講ず を、ダム完 と、ダム完 と、ダム完 を、ダム完 を、ダム完 を、ダム完 がの濁りの ダム効の富 可能性も低		・河川への導水が無いことから、河川木への影響はない。	・河川への導水が無いことから、河川米への影響はない。	・河川への導木が無いことから、河川木への影響はない。

表 4.3.19 サンルダム検証に係る検討 総括整理表 (新規利水)

				<u> </u>	(: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	
新为	新規利水対策案と実施内容の概要	現計画案	河道外貯留施設案	地下水取水案	地下水取水案	既得水利権転用案
評価軸と評価の考え方	え方	サンルダム	河道外貯留施設	地下水取水(新設)	地下水取水(既設井戸継続)	既存の水利使用の転用 十地下水取水
協協への影響	●地下水位、地盤沈下や地下 水の塩水化にどのような影響 があるか	・地下水位等への影響は想定されない。	・地下水位等への影響は想定されない。	・新たな地下水取水は、地盤 沈下を起こすおそれがある。	・新たな地下水取水は、地盤 沈下を起こすおそれがある。	・新たな地下水取水は、地盤 沈下を起こすおそれがある。
	●生物の多様性の確保及び流域の目然環境全体にどのような影響があるか	83.8 km² (達水面積) ・サンルダムの湛水区域に含まれる動植物の生息・生育環境が消失するが、滝水区域周辺に分布している同様の生息・生育環境は消失するが、滝水区域周辺に分布している同様の生産環境は現状とおり保全オカスキのエネッカーを表えるエルーを表える。	約0.06 km² (選水面積) ・河道外貯留施設建設により、生物の多様性及び流域の自然環境に影響を与える可能 性がある。必要に応じ生息環境の整備や移植等の保全措置 域の整備や移植等の保全措置	・影響は小さいと想定される。	・影響は小さいと想定される。	・影響は小さいと想定される。
		・サンルダム建設にあたって は魚道を設置し、サンルダム 地点においてサクラマス等の 遡上・廃下の機能を確保する ことにより、魚類の生息環境 への影響を最小限とする。 取り組むこととしている。	ing			
		・また、サクラマスを含また するカワシンジュガイへの上 次的な影響も考えられること から、サクラマスの保全措置 に加えて周辺河川の適地に移 植することをの保全措置にることことにより、 はることにといり、 はんの影響を最小限とすることとしている。				

表 4.3.20 サンルダム検証に係る検討 総括整理表 (新規利水)

地下水取水案 既得水利権転用案	地下水取水(新設) 地下水取水(既設井戸継続) 既存の水利使用の転用 十地下水取水	 ・河川への導水が無いことか ・河川への導水が無いことか ・河川への導水が無いことから、土砂流動への影響は想定 ら、土砂流動への影響は想定 ら、土砂流動への影響は想定されない。 されない。 		・景観等への影響は小さいと ・景観等への影響は小さいと ・景観等への影響は小さいと 想定される。 想定される。	・ポンプ使用による電力使用 ・ポンプ使用による電力使用 ・ポンプ使用による電力使用 量増加に伴い602排出量の増加 量増加に伴い602排出量の増加 量増加に伴い602排出量の増加 が見込まれる。 が見込まれる。 が見込まれる。
河道外貯留施設案	河道外貯留施設地下	・河道外に施設を設置し土砂 供給に変化をおよぼさないと 考えられることから、影響は 小さいと想定される。		・新たな湖面の創出による景観等の変化が想定される。	・現状からの変化は小さいと 考えられる。
現計画案	サンルダム	・ダム直下のサンル川では上 流からの土砂供給の減少や流 況の変化による粗粒化の可能 性が考えられる。	・シミュレーションによる と、土砂供給や流況の変化に よる名寄川及び天塩川の河床 高、河床材料の変化は小さい と予測される。	・新たな湖面の創出による景 観等の変化が想定される。	・ほくでんエコエナジー(株) による新規発電が予定されて おり、これに対応する分量の 002排出量削減が見込まれる。
新規利水対策案と実施内容の概要	5の考え方	●土砂流動がどう変化し、下 流の河川・海岸にどのように 影響するか		●景観、人と自然との豊かな ふれあいにどのような影響が あるか	●002排出負荷ほどう変るか
	評価軸と評価の考え方	環境への影響			